

徳島県発達障がい者総合支援プラン （第3期） （素案）



令和 年 月

徳 島 県

徳島県発達障がい者支援地域協議会

目 次

第1章 基本方針の概要

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの期間	1
3	プランの基本理念	1
4	プランの基本方針	1
5	発達障がいとは	3
6	施策体系図	4
7	ライフステージ関係図	5

第2章 前プランでの成果と今後の課題

I	地域における支援環境の充実	7
1	身近な地域での相談支援体制の強化	7
2	社会の正しい理解の促進	9
II	ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実	11
1	乳幼児期における支援の充実	11
①	乳幼児健康診査における早期の発見と支援	11
②	保育所・幼稚園等における早期の発見と支援	11
2	就学期における支援の充実	14
①	就学期における発見と支援	14
②	就学期における支援体制の整備	14
③	成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ	16
3	成人期における支援の充実	18
①	高等教育機関における支援	18
②	就労と定着に向けた支援	19
③	社会参加に向けた支援	21

第3章 基本方針に基づいた具体的な取組

I	地域における支援環境の充実	23
1	地域での連携による支援体制の強化	23
2	社会の正しい理解の促進	26
II	ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実	28
1	乳幼児期における支援の充実	28
①	乳幼児健康診査における早期発見と支援	28
②	保育所・幼稚園等における早期発見と支援	29
2	就学期における支援の充実	31
①	就学期における発見と支援	31
②	就学期における支援体制の整備	31
③	成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ	33
3	成人期における支援の充実	35
①	高等教育機関における支援	35
②	就労と定着に向けた支援	36
③	社会参加に向けた支援	38
	【用語解説】	41

第 1 章 基本方針の概要

1 プラン策定の趣旨

本県では、平成 28 年 3 月に策定した「徳島県発達障がい者総合支援プラン」において、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間を第 1 期、平成 31 年度から令和 4 年度までを第 2 期として、医療、保健、福祉、教育及び就労の関係機関が連携を図り、発達障がい児者及びその家族への支援を総合的、計画的に進めてきました。

その結果、発達障がいに対する県民の認知はある程度進み、発達障がい児者やその家族への支援には一定の成果が上がっています。また障害者差別解消法の改正に伴い、合理的配慮の義務化が進み、障がい者から申し出があった場合には、様々な配慮がなされることとなりました。その一方で、人材育成をはじめとした地域の支援力の向上やライフステージの移行に伴う情報の共有化等、より一層の取組が必要な課題があります。さらに、発達障がいに対する正しい理解の促進や啓発活動も、これまで以上に継続して取り組まなければならない課題です。

こうした状況の中、令和 3 年度に実施した「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」では、医療、相談、療育機関等社会資源の不足や専門的知識を持つ職員の不足、ライフステージの移行に伴う情報の共有化などの課題が浮き彫りとなってきました。

令和 4 年度徳島県発達障がい者支援地域協議会において、第 2 期 4 年間の取組を検証するとともに、調査結果を踏まえた今後の新たな取組について協議し、発達障がい児者及びその家族が身近な地域で「乳幼児期」から「成人期」まで、切れ目のない支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、令和 5 年度から 4 年間の指針となる「徳島県発達障がい者総合支援プラン（第 3 期）」を策定することとしました。

2 プランの期間

このプランは、令和 5 年度から 4 年間ににおける取組をまとめています。

3 プランの基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

4 プランの基本方針

- ①社会の理解を広める
 - ②本人の自己理解や家族の知識を深める
 - ③関係機関の支援力を高め連携を強める
- この三つの視点をもって、次の取組を進めます。

I 地域における支援環境の充実

○支援体制の強化

- ◆発達障がい児者とその家族にとって、身近な地域で相談ができ、必要な支援が受けられることが基本であるため、県・市町村・相談支援事業所等の役割分担と連携のもと、地域における支援者の専門性や対応力の向上等、支援体制の充実を図ります。

○社会の正しい理解の促進

- ◆発達障がい児者が、その人らしく社会生活を送るためには、周囲の正しい理解と支援が必要です。そのため、関係機関が協力・連携し、地域社会に正しい理解が広がるよう、啓発に積極的に努めます。

○災害への備え

- ◆今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備え、災害時における発達障がい児者への支援体制の充実が求められます。そのため、支援者の専門性や対応力の向上をはじめ、発達障がい児者やその家族等が、自ら災害対応力を高められるよう取り組みます。

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

○連携の強化

- ◆「乳幼児期」「就学期」「成人期」それぞれのライフステージに応じた支援施策の充実を図るとともに、進学時や就職時等に支援の切れ目が生じないように、関係機関の連携を強化します。

○保護者支援の充実

- ◆発達障がいの特性や対応方法について知識や情報を提供し、問題に対処する技能の向上と心の負担軽減を図るとともに、「乳幼児期」に関しては、早期発見・早期支援に向けて、健康診査の充実、支援者の専門性や対応力の向上を図ります。また、ピアサポート（※1）やペアレントトレーニング（※2）をはじめとする保護者支援の充実等に取り組みます。

○地域と一体化した教育活動の推進

- ◆教職員等の支援の質の向上を目指し、特別支援教育に関する研修の機会の拡充や「ポジティブな行動支援」の継続及び発展的な取組の推進を図るとともに、特別支援学校の児童生徒が活躍できる地域貢献活動の実施や、企業や福祉施設等と連携したキャリア教育の推進等、地域と一体化した教育活動を促進することで、地域の支援力の向上に取り組みます。

○自立・就労支援

- ◆「成人期」に関しては、就労や社会参加に向けて、高等教育機関や労働関係機関との連携強化、自己理解の促進、就労準備支援の充実等に取り組みます。また、本人への職場定着支援の強化を図るとともに、企業に対する理解の促進にも積極的に取り組みます。

- ◆ひきこもり等二次障がいへの対応、家族支援の充実等自立した社会生活のための支援に取り組むとともに、成人期の相談に対応できる支援専門員の養成や専門性の向上を図ります。

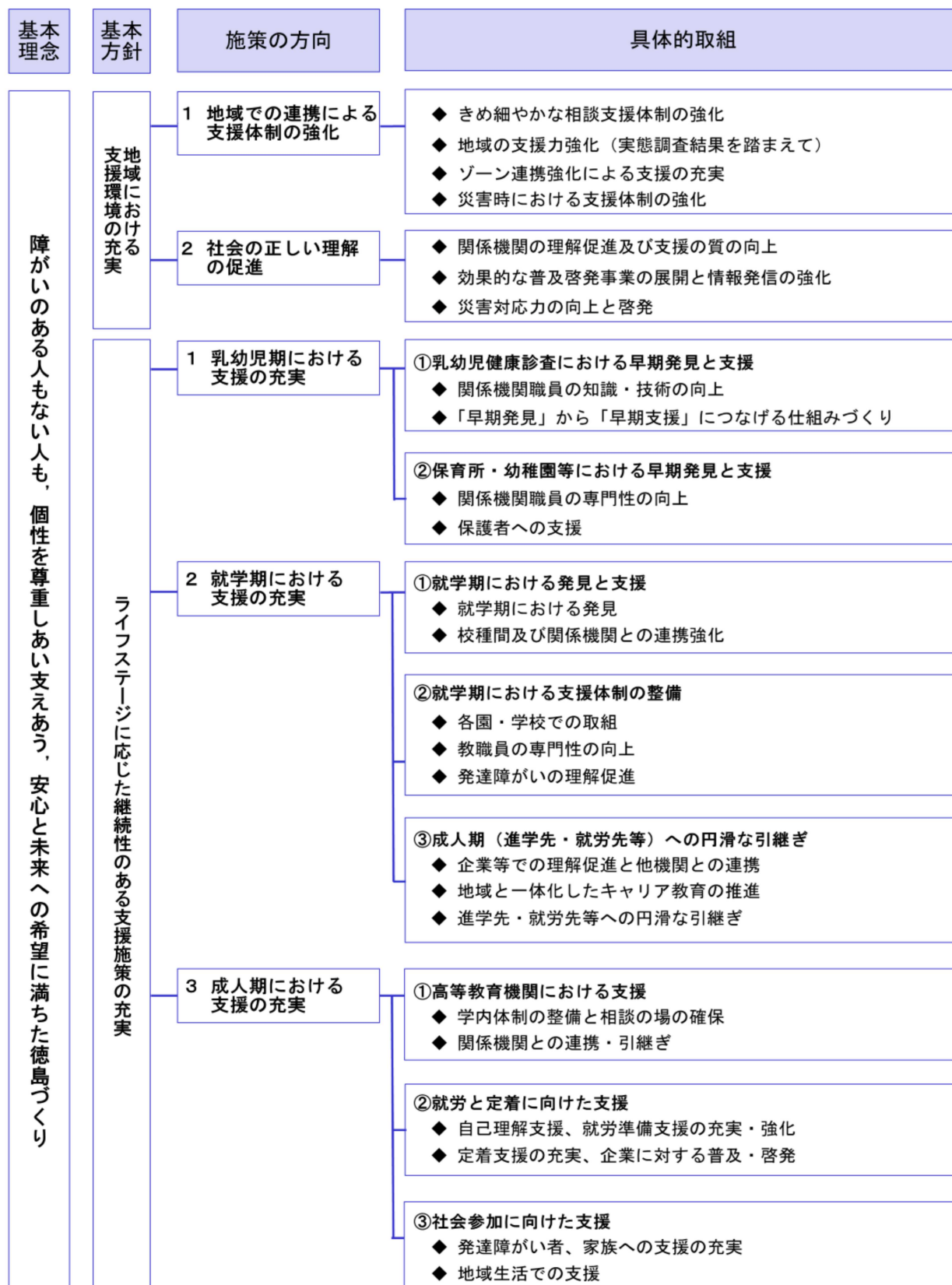
5 発達障がいとは

自閉症やアスペルガー症候群等、通常、小さい頃から症状が現れる脳機能の障がいです。コミュニケーション障がいや、パターン化した行動、衝動的な行動が見られますが、どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によってさまざまです。

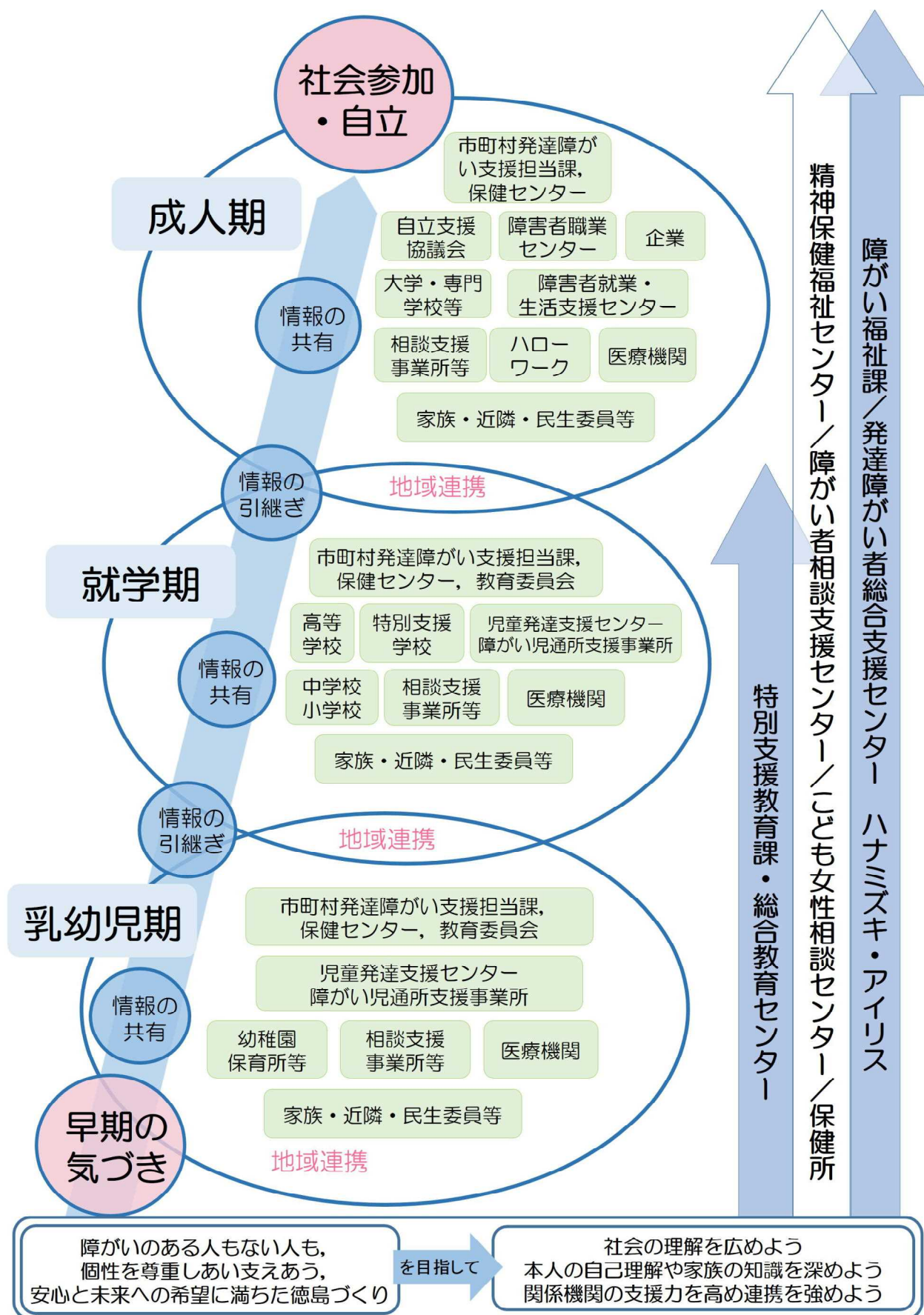


参考：発達障害ナビポータル

6 施策体系図



7 ライフステージ関係図



第2章 前プランでの成果と今後の課題

I 地域における支援環境の充実

1 身近な地域での相談支援体制の強化

前プランでの成果

○きめ細やかな相談支援体制の強化

- ◆相談支援体制の充実を目的とした機関コンサルテーション（※3）や個別ケース会議を実施しました。
- ◆地理的な問題から来所相談が困難なケースに対応するため、県内5カ所での移動相談を実施し利便性を図りました。
- ◆市町村の相談支援体制の強化を目的に、モデル市町村延べ7か所に発達障がい児者支援ツールを搭載したタブレットを設置することにより、相談者に対して必要な情報を伝えられ、円滑な支援を実施することができました。
- ◆新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの相談や機関コンサルテーションができる環境の整備を図りました。

○相談支援事業所等のさらなるスキルアップ

- ◆成人期の発達障がいに関する相談の増加が見られるため、地域で支援の核となる人材の育成を目指し、発達障がい者支援専門員を養成しました。
- ◆発達障がいのある人やそのご家族が身近な地域で相談ができ、必要なサポートが受けられるよう地域の支援力を強化するため、市町村や相談支援専門員等を対象に、関係者研修を行いました。
- ◆高齢期の支援に関わる保健、福祉等の関係機関を対象とした研修会を実施しました。
- ◆地域での発達障がいに対する理解促進を目的に、福祉、教育、就労、司法関係者等を対象とした専門家による研修会を実施しました。
- ◆県内全域の「地域自立支援協議会」等に参加し、連携の強化を図るとともに、助言等を行いました。
- ◆関係機関からの要望に応じ、支援の方向性や具体的な対応方法、環境設定等の専門的な助言や困難事例へのスーパーバイズを実施しました。

○地域での連携体制の充実

- ◆医師や医療従事者等を対象とした研修会を実施し、地域でのかかりつけ医等の対応力の向上に努めました。
- ◆地域連携を推進するため、発達障がい者地域支援マネジャー2名を配置し、人材育成や支援についての情報共有、地域の支援スキルの向上を図りました。

- ◆発達障がい児者やその家族及び支援者が活用できる「医療機関リスト」の改訂を行い、ホームページに掲載しました。
- ◆「相談フローチャート」及び「相談者記入シート」を作成し、地域での相談機関にも活用していただくよう、ホームページに掲載しました。
- ◆地域の支援に対する課題を明確にするため、「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」を実施しました。

○災害時における支援体制の整備

- ◆地域の支援者を対象に、災害時の発達障がい児者支援について研修会を実施しました。

今後の課題

○人材育成と支援体制の充実

- ◆発達障がい者やその家族が、まずは身近な地域で相談ができるよう、市町村等での相談体制の強化を図る必要があります。
- ◆適切な支援を行うためには支援者の資質向上を図ることが必要です。支援者のスキルアップを目的とした研修会や機関コンサルテーション等を継続して実施する必要があります。
- ◆地域における発達障がい児者支援の核となる人材を育成するため、研修等を継続して実施する必要があります。
- ◆発達障がいを背景とした複雑なケースや必要な支援につながっていないケースに対し、医療、保健、福祉、教育、就労等関係機関が連携を図りながらネットワークを形成し、支援体制を充実させる必要があります。
- ◆地域の支援力向上と地域連携を深めるため、地域支援マネジャーの活動を拡大する必要があります。
- ◆発達障がいの理解促進を図る研修会の実施方法について、受講者が参加しやすいよう、オンラインを活用した手法をさらに推進する必要があります。

○災害時のサポート体制の強化

- ◆災害時の発達障がい児者支援については、市町村や地域の支援者を対象に研修会を実施する等、引き続き、地域のサポート体制を強化する取組が必要です。

2 社会の正しい理解の促進

前プランでの成果

○関係機関の理解促進及び支援の質の向上

- ◆関係機関からの依頼に応じ、研修会等に講師派遣を実施しました。福祉・教育分野以外にも、司法や労働、地域の支援者（民生委員等）等に対して発達障がいに関する理解が深まりました。
- ◆ペアレント・メンター（※4）を活用して子育て支援センターやシルバー大学校での啓発を実施し、理解の向上に努めました。

○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化

- ◆県民を対象とした講演会を開催し、発達障がいへの理解促進に努めました。
- ◆世界自閉症啓発デーにおける啓発活動として県内4箇所でブルーライトアップを実施しました。
- ◆市町村広報誌に発達障がいについての啓発ページを掲載しました。
- ◆啓発パネルをリニューアルし、県内各地でパネル展示や商業施設等での啓発活動を行い、発達障がいへの理解促進に努めました。
- ◆Twitterによる情報発信を始めるとともに、デジタルサイネージ（※5）を活用した啓発を行いました。
- ◆「ブルーすだちくん」をシンボルマークとして活用し、発達障がいへの理解促進に努めました。
- ◆「大人の発達障がいハンドブック」「就労サポートブック」「防災ハンドブック」を改訂・増刷し、発達障がいについての周囲の正しい理解と支援につながるよう取り組みました。
- ◆「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に基づき、合理的配慮（※6）に関する理解促進、「徳島県障がい者施策基本計画」に基づき、発達障がいを含めた包括的な制度の理解促進に努めました。
- ◆「ヘルプマーク」を作成・配布し、外見からは援助や配慮が必要であることが分からない人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、障がい者は援助を得やすく、また、周囲の人も援助をしやすくし、障がいのある人とない人の「心のバリアフリー」の推進に努めました。
- ◆発達障がいに関心のある人に「発達障がいサポーター」として登録していただき、発達障がいに関する情報を随時発信し、理解を促進しました。
- ◆発達障がい者総合支援ゾーン10周年を機に、記念式典及び記念講演会を開催するとともに、記念誌や啓発用DVDの作成、シンボルマークによる広報を行いました。

○災害対応力の向上と啓発

- ◆新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「非常持ち出し品」を中心に防災ハンドブックを見直し、研修会や相談支援等の場で、当事者・家族支援者に活用を勧めています。
- ◆発達障がい児者やその家族が、平時からの備えとして、災害用品の使い方等を体験する学習会を実施しました。

今後の課題

○社会の正しい理解の促進

- ◆発達障がいという言葉は認知されつつありますが、発達障がいに対する理解や対応については、まだまだ啓発が必要とされています。発達障がい児者が、その人らしく社会生活を送ることを目指し、より一層、発達障がいについての理解促進に取り組む必要があります。
- ◆ヘルプマークの県民への更なる認知向上に取り組む必要があります。
- ◆発達障がい者を雇用する企業等に対しても普及啓発を行う必要があります。
- ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、今後事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、更なる理解促進に取り組む必要があります。

○災害時における発達障がいへの理解促進

- ◆過去の大規模災害時には、発達障がい児者の家族が、周囲に迷惑をかけるのではないかと避難所の利用をためらい、車中泊を余儀なくされたため、必要な情報や支援物資の入手が困難になる等、課題が残りました。発達障がい児者とその家族が安心して避難生活を送るには、地域住民の理解促進を図る取組が必要です。

Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1 乳幼児期における支援の充実

①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

前プランでの成果

○関係機関職員の知識・技術の向上

- ◆乳幼児健康診査における現状や課題の把握を行い、アセスメントツール（※7）の導入に向けた支援および情報提供を実施しました。
- ◆市町村における乳幼児健康診査に関わる支援者を対象に、アセスメントツールや社会性の発達に視点をおいた学習会を実施し、支援者のスキルアップに努めました。
- ◆乳幼児期に関わる支援者の知識・技術向上を目的とし、乳幼児期の発達等をテーマとした研修会を開催しました。

今後の課題

○社会性を捉える発達の視点の共有化

- ◆社会性の発達の視点についての情報提供を行うとともに、アセスメントツール等の導入に向けた支援を実施し、地域での普及を支援する取組を継続する必要があります。
- ◆乳幼児健康診査では社会性の発達を捉える視点が重要とされますが、その視点を保護者と支援者が共有する難しさがあります。乳幼児期健康診査に関わる支援者は、社会性の発達に関する理解を深め、早期発見・早期支援につなげるとともに、保護者に「気づきの支援」（※8）を行うことが求められます。支援者間での共通認識を持つことや支援者の資質向上を目的とした研修会等を継続して実施し、スキルアップを図ることが必要とされます。

②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

前プランでの成果

○関係機関職員の専門性の向上

- ◆保育所・幼稚園や障がい児通所支援事業所等の現場に、多分野の専門職からなるチームを派遣し、職員に対して、対応方法や保護者支援の視点についての相談や助言を行いました。

- ◆機関コンサルテーションやケース会議を通し、保育所・幼稚園等職員、障がい児通所支援事業所等職員へのスーパーバイズを行いました。
- ◆関係機関職員の専門性向上を目的とした研修会を、より身近な所で受講できるよう県内の各圏域で実施しました。

○保護者への支援

- ◆ペアレントトレーニングを普及するため、保護者対象の教室を開催するとともに、支援者研修の場としても活用しました。また、ペアレントトレーニング教室を開催している児童発達支援センターについては、今後も継続して実施できるよう、研修会を開催するなどバックアップに努めました。
- ◆わが子の特性について理解を深められるよう、親子参加型プログラムや子育てに役立つ様々な情報提供を行うとともに、サポートブックやサポートシートの作成支援を行いました。また、子育てに悩む保護者が気持ちを共有したり、お互いを認めあうことができるピアサポートの場を提供しました。
- ◆地域での保護者支援の充実につながるよう、県内の子育て支援センター等で、ペアレント・メンターと協働でペアレントトレーニングのウォーミングアップとなる「ほめ方講座」を実施しました。
- ◆モデル市においてペアレントプログラム（※9）を開催し、子育て支援全般に幅広く活用できるプログラムの普及に努めるとともに、その場を支援者の研修の場としても活用しました。
- ◆ペアレント・メンターを養成するとともに、グループ相談会等においてペアレント・メンターを活用することにより、保護者支援の充実を図りました。

今後の課題

○支援者及び保護者支援のさらなる充実

- ◆保育所・幼稚園等の職員は、社会性発達の視点を持ち、発達障がいの特性を踏まえた関わり方が求められるとともに、保護者支援の視点も重要とされています。
- ◆保育所・幼稚園等の現場では、子どもの発達の特性を保護者に伝えることに不安や難しさを感じていることも多く見受けられます。また、保護者と保育所・幼稚園等の職員が子どもの発達の特性についての捉え方を共有することが難しい場合もあります。
- ◆保育所・幼稚園等の職員は、気づきの支援の一端を担う立場でもあり、保護者に気づきを促すことも、早期発見・早期支援の視点から重要とされています。そのため、機関コンサルテーションや個別ケース会議、研修会等を通して、保育所・幼稚園等の職員の資質向上を図る取組を継続する必要があります。

- ◆近年は支援機関も増え、早期発見後、支援機関での療育につながる場合が多く見られるようになりました。しかし、支援機関においては、支援の質の確保や職員のスキルアップが課題とされており、今後も支援者支援の取組を継続することが必要です。
- ◆子どもの発達に気がかりのある保護者は、孤独感や不安感、大きなストレスを抱えていることが多く、保護者への支援が重要とされています。そのため、身近な地域で保護者が支援を受けることができる機会の確保や支援体制の充実に向けた取組を継続していく必要があります。

2 就学期における支援の充実

①就学期における発見と支援

前プランでの成果

○就学支援の充実

- ◆発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うため、引き続き市町村教育支援委員会調査員養成講座を開催し、教育支援委員会の支援機能の強化を図りました。
- ◆「地域特別支援連携協議会」において、個別の教育支援計画の作成・活用に係る情報を共有することで、相談支援ファイル等の活用を推進し、保育所や幼稚園から小学校又は特別支援学校小学部への円滑な引継ぎを進めました。

○校種間の円滑な引継ぎ

- ◆個別の教育支援計画の作成・活用をさらに促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成・活用するために(改訂版)」(令和3年7月発行)を作成し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について周知を図るとともに、特別支援教育巡回相談員が、小・中学校等の校内研修等において個別の教育支援計画の作成や活用への助言を行いました。これらの取組により、小学校から中学校又は特別支援学校中学部、中学校から高等学校又は特別支援学校高等部への円滑な引継ぎを図りました。

今後の課題

○関係機関等との連携強化

- ◆関係機関との連携が円滑に進むよう地域における相談機関の把握や、学校や保護者等が相談できる体制づくりが求められます。

②就学期における支援体制の整備

前プランでの成果

○幼・小・中学校での取組

- ◆幼・小・中学校において、「ポジティブな行動支援」(※10)の考え方の浸透を図るための研修会を実施し、令和4年3月31日現在で実施園・校が96%(330園・校/343園・校)となりました。また、「ポジティブな行動支援実践事例集Ⅰ・Ⅱ」を発行し、普及啓発に努めました。

- ◆自律型学習教材の開発に取り組み、冊子版教材については令和3年度末までに、累計4221問を作成し、小学校(通常の学級・特別支援学級)及び特別支援学校での活用促進を図りました。また、WEB上で学習できるeラーニングコンテンツ教材の開発と活用促進に取り組みました。

○高等学校での取組

- ◆「通級による指導」を導入している高等学校において、コミュニケーション能力や社会性を育むためのソーシャルスキルトレーニングを取り入れた自立活動を実施し、特別支援教育支援員を配置している高等学校にその成果を拡充しました。

○特別支援学校での取組

- ◆とくしま特別支援学校技能検定においては、「ビルメンテナンス」や「介護」等5分野10種目の検定を実施し、就労支援の充実を図りました。また、地域貢献活動として、技能検定や授業で身に付けた技術を活用し、地域施設の清掃活動や飲み物の提供及び作品を配布するお接待活動を実施しました。
- ◆「ゆめチャレンジフェスティバル」では、生徒の働きたい想いの発表や事業所との懇談等をとおして、個々の就労意欲向上を図るとともに、事業所における障がい理解や障がい者雇用の推進を図りました。
- ◆県内外の特別支援学校が参加したWEB上での「きらめきアート展」やオンラインを活用したスポーツ(ターゲットボッチャ)交流活動等を実施し、文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実を図りました。
- ◆地域企業や地域住民と連携し、竹和紙や藍染め等を製品化することで、地域とのつながりや地産地消に対する意識が高まりました。
- ◆消費者庁新未来創造戦略本部と連携して作成した「特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材」を活用し、障がい特性に合わせた消費者教育を実施しました。
- ◆市町村の選挙管理委員会と連携し、生徒会選挙において実際の投票箱や記載台を用いた選挙を行う等、生徒たちに具体的な選挙のイメージがわかりやすいような指導の工夫を図りました。

○インクルーシブな教育体制(※11)の強化

- ◆すべての市町村で、教育、福祉、医療等からなる「地域特別支援連携協議会」を設置し、学校と他機関との連携のツールとなる相談支援ファイルや引継ぎシートを作成・活用を進めるとともに、各市町村の取組について情報交換等を行うことにより、学校と他機関との連携強化を図りました。

- ◆eラーニング研修システムの開発・実施に取り組み、すべての教員が特別支援教育の研修を受講できる体制を整備しました。また、作成した10領域85項目1065問について研修の事前・事後課題として設定することで、研修内容の理解を促進し、教員の専門性の向上を図りました。
- ◆大学教員等で構成された発達障がい教育・自立促進アドバイザー（※12）チームと連携し、客観的評価による授業改善を取り入れた「学校コンサルテーション徳島スタイル」を実施し、指導と評価をセットにした事例研究に取り組み、その成果をホームページに公開しました。

○発達障がいの理解促進

- ◆「発達障がい教育講演会」を県民向けに開催し、発達障がいへの理解促進を図るとともに、本人や保護者、支援者を対象とした「ほっとアドバイス」として専門家による相談会を実施し、発達障がいの早期発見や早期対応、支援に係る情報の提供等に取り組みました。

今後の課題

○専門性の向上と支援体制の充実

- ◆各学校等において、引き続き、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対する支援体制の充実を図るため、全ての教職員の専門性の向上に努める必要があります。
- ◆多様性を認め合う「ダイバーシティ社会」の実現に向け、学校が地域と連携し、近隣住民等との協働の中で、より幅広い年齢の多様な障がいのある児童生徒が活躍できる「新たな教育内容」を創造する必要があります。

③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

前プランでの成果

○企業等での理解促進と他機関との連携

- ◆障がい者雇用に実績のある企業からノウハウを学ぶ企業見学会や特別支援学校の現状を知る学校見学会を実施することにより、障がい者の働く力を最大限に引き出すための職場環境づくりや支援方法等について理解促進・啓発を図りました。
- ◆特別支援学校の小・中学部は早期段階から福祉施設や事業所と連携し、野菜の栽培や収穫、商品化等の取組を通じてキャリア教育の充実を図りました。また、高等部は従来から協力をいただいている事業所及び関係団体3カ所と協定を締結しており、就業体験の機会の拡充を促進しました。

○家族支援の充実

- ◆保護者を対象とした教室を実施し、発達障がいへの対応に追われ疲弊している家族に対して、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識・情報を提供し、問題に対処するスキルの向上と家族自身の心の負担軽減を図りました。

今後の課題

○地域と一体化したキャリア教育の推進

- ◆農福連携による人材育成、地場産業を活用し近隣住民や企業等と協働した6次産業化の取組を推進するなど、地域や企業、福祉施設等との更なる連携強化をより一層推進していく必要があります。
- ◆障がい者が職場で長く働き続けることができるためには、職場における障がい理解促進と適切な支援が不可欠であり、引き続き、企業への理解啓発を推進する取組が求められます。

○進学先・就労先等への円滑な引継ぎ

- ◆発達障がいを背景とした二次障がい（※13）等により、当事者やその家族が対応に苦慮しているケースもあります。当事者だけでなく、ともに暮らす家族の支援に継続して取り組む必要があります。
- ◆高等学校等から高等教育機関へ円滑に引き継ぐためには、高等学校等の教員だけでなく、保護者に対しても就職や進学に向けた情報提供をする必要があります。

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

前プランでの成果

○相談の場の確保とネットワークづくり

- ◆高等教育機関からの依頼により、機関コンサルテーションやケース会議の参加、研修会の講師派遣、また、校内での移動相談を実施しました。
- ◆大人になってから発達障がい気づく人も多いため、「大人の発達障がいハンドブック」を引き続き活用しています。
- ◆障がいのある学生への合理的配慮による支援が義務化されており、学生の居場所づくりや修学支援等の相談窓口が整備されています。こうした背景を受け、「高等教育機関における発達障がいのある学生への相談支援に関するアンケート」を行うとともに、「発達障がい学生支援に関わる情報交換会」を開催し、各関係機関が持つ課題を共有したうえで、高等教育機関同士の横のつながりを構築しました。

○関係機関との連携・引継ぎ

- ◆発達障害者雇用支援連絡協議会において、高等教育機関との連携をテーマに、関係部局と協議を行いました。特に、自己理解が不十分な場合や障がいの認識がない学生に対する支援について検討しました。
- ◆在学中より、本人のニーズにあわせて就労支援に関する情報提供等を行い、切れ目のない支援に努めました。

今後の課題

○連携の推進

- ◆発達障がいのある学生の進学や就労支援について、どこに相談すればよいか分からないという声も聞かれます。医療、保健、福祉、教育、就労との連携をさらに充実させ、どの機関を利用しても必要な支援に結びつくよう、引き続きネットワークの強化に努める必要があります。

○特性理解と就労支援の充実

- ◆高等教育機関における合理的配慮は、当事者による申請が前提であるため、まだ件数は少なく、また主に学業に関する内容が中心となっており、支援が必要と思われる学生には十分に適用されていない現状があります。また生活や進路上の問題については学内の支援だけでは対応が困難な場合があり、合理的配慮や外部の相談機関に関する情報の周知を徹底していく必要があります。

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大によるオンライン講義の増加や、経済状況の悪化等社会的要因も、発達障がいのある学生の生活に影響を与えています。特に一人暮らしをしている学生のひきこもりやメンタルヘルス上の問題について、速やかな支援が受けられる仕組みが必要です。
- ◆発達障がいのある学生が卒業後、円滑に就労支援を受けるためには、在学中から相談できる外部の支援機関につながっていることが求められています。今後必要なタイミングで支援を受けられるよう、各高等教育機関と外部の支援機関との連携の強化が必要です。

②就労と定着に向けた支援

前プランでの成果

○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

- ◆臨場感のあるジョブトレーニングを通して職場や社会を知り、働く実感をつかむことを目指し、県の組織や企業の協力を得て、実際の職場での就業体験を実施しました。また、受け入れ先の企業に対しても、発達障がいの理解促進につながる取組を行いました。
- ◆障がい受容が不十分な人や障がい非開示で就労を目指す人に対しては、地域若者サポートステーションやハローワークの就職支援ナビゲーターにつなげる等、支援体制が整ってきています。
- ◆障がい受容が不十分な場合にも、就労サポートブック等を活用し、支援を活用するメリットを丁寧に説明したうえで、適切な支援につながるように取り組みしました。
- ◆F A（※14）等各種活動を通じて、社会的スキルの獲得や就労へのイメージをつかみ、就労へ挑戦する動機付けを高める支援を行いました。
- ◆自立・就労を見据え、当事者のライフステージに応じた自己理解や、基本的な生活習慣、就労した時に求められるスキル等を学ぶことができるよう、講座を実施しました。また、当事者の職業選択や就労を支える家族の就労に対する理解を深めるため、家族を対象とした講座も実施しました。

○職場定着支援の充実

- ◆就労は採用されることがゴールではなく、長く継続して働くことが大切です。安定して働き続けるためには客観的な評価や効果的な振り返りが重要であるため、来所による個別面接やグループ活動を実施し、就労場面での課題解決に取り組みました。
- ◆支援機関との連携が図られた結果、それぞれの機関の役割が明確になりました。自己理解や障がい受容から生活面を含めた基本的な就労相談は発達障がい者総

合支援センター、就労準備に特化した訓練は障害者職業センターや地域若者サポートステーション、就労継続の支援については障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が中心となり、連携した支援が行われました。

- ◆一般就労中の本人の相談だけでなく、職場(上司や同僚)からの相談や、休職期間から復職に向けての相談も増えてきています。本人・家族・職場・関係機関と連携し、ケース会議や機関コンサルテーション、研修会等を実施し、職場定着や復職に向けた支援にも取り組みました。
- ◆障がいのある人の職場適応、職場定着のためジョブコーチ支援を実施しています。ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある人と一緒に働いている職場の人の両方に対して支援を行うことにより、職場内での雇用管理体制の構築を促進しています。
- ◆平成30年4月より障がい者雇用義務の対象に精神障がい者(発達障がい者含む)が加わり、今後ますます精神・発達障がい者の雇用促進が期待されます。労働局では「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施し、障がいのある人が安定して働き続けるために、職場の上司や同僚が障がい特性や配慮事項について学べる機会を設けました。
- ◆企業に対しては、実際に雇用している障がい者に関する相談等を行うほか、これから障がい者雇用を検討している企業に対し、雇い入れの進め方、職務設定に関する相談、障がい者雇用に関する社員研修等の支援や、障がい者雇用をテーマとした事業主向けのワークショップを実施しました。
- ◆雇用分野における合理的配慮の義務化により、事業所での具体的な支援についての研修やコンサルテーションを実施しました。

今後の課題

○就労支援と職場定着

- ◆成人期になり、就職活動時や就労場面での困難さから初めて特性に気づく人も多く、その時には自己肯定感の低さや、場合によっては二次障がい課題になることがあります。自己肯定感や就労意欲を高めるためには、早期から家族や支援者の丁寧な関わりが求められます。
- ◆安定した就労のためには自己理解を深めることが重要ですが、発達障がいの特性のひとつとして、客観的な自己評価の難しさもあります。また、未経験のことを想像するのが苦手な人も多く、適切な就労イメージを持ちにくいこともあります。作業体験や職場体験の機会を提供し、適職を見つけるための支援の強化が求められます。

- ◆どのような職種や働き方が適当かは、個々に異なります。それぞれのメリット・デメリットや支援機関の情報等、就労に関するさまざまな情報発信に取り組む必要があります。また、就労サポートブックの活用について、今後も働きかけを行っていく必要があります。
- ◆就労場面の困難さだけでなく、生活面の課題が職場に影響することも多く見られます。それぞれの機関が個別に対応するだけでなく、より適切な支援を行える機関につなぐ等、関係機関の連携強化を図る必要があります。
- ◆診断や障害者手帳がなくても相談等の支援は受けられますが、職場の理解が得られない場合、十分な配慮につながらないという問題があります。
- ◆実際の就労支援においては、ひとりの当事者に様々な関係機関がかかわっています。仕事だけでなく生活面へのサポートを必要とされている人もいます。このため、より身近な地域の支援機関を軸とした、ネットワークによる支援が重要です。

③社会参加に向けた支援

前プランでの成果

○発達障がい者、家族への支援の充実

- ◆発達障がい者の居場所づくりや家族の交流の場として、ピアグループ育成事業を実施しました。仲間同士でお互いがお互いを支えることで、問題解決にもつながっています。
- ◆発達障がいを背景とした、二次障がいへの対応が求められています。特に精神障がいを併発している場合、医療機関や保健所等との連携が必要不可欠です。適切な支援を提供できるように、医療と福祉の連携強化を図っています。
- ◆高齢者の相談から発達障がいの可能性を指摘され、支援につながるケースも増加しています。生活困窮等の課題を同時に抱えていることもあり、多様な関係機関と連携しながら対応を行っています。

○ひきこもりへの対応

- ◆二次障がいの中でもひきこもりが課題となっているため、ひきこもり状態から社会参加できる場として、就労準備のためのグループ活動や当事者グループ活動を実施しました。安心・安全な場面で成功体験を重ねることにより自信や意欲を高め、生活の安定やその後の就労にも意識を向けられるように支援しました。
- ◆ひきこもりの現状や相談窓口等について、リーフレットを作成・配布するとともに、パネル展の開催等、情報提供及び啓発に努めました。

- ◆地域に潜在するひきこもりの人を早期発見し、適切な機関につないで、きめ細やかな支援を行う「ひきこもりサポーター」を養成するため、ひきこもりサポーター養成研修を開催しました。
- ◆関係機関と連携して継続的な個別相談、家族相談を行うとともに、関係機関の連携を強化するため、「ひきこもり対策連絡会議」を開催し、地域での連携のあり方を協議しました。
- ◆県南部・県西部での相談体制を強化するため、保健所におけるひきこもりサテライト相談や家族教室を実施しています。

今後の課題

○他機関との連携

- ◆安定して就労(継続)するには、就労面の支援にとどまらず、生活面や家族に対する支援も欠かせません。また、医療機関との連携も必要になってきます。本人や家族を支える支援者が連携し、課題をタイムリーに把握し、的確な支援を行うことが必要です。
- ◆本人に発達特性の自覚がなく、うつや不安症状、特定の身体症状等で医療機関を受診した結果、発達障がい疑われるケースも多く見受けられます。医療従事者に発達障がいの理解促進を図るとともに、医療と福祉の連携を密にしておくことも重要です。
- ◆「8050問題」や「親亡き後の支援」についての相談が増加しています。地域において、親の生活困窮や高齢化により、地域の支援が必要な状況になって初めて、ひきこもりや発達障がいを背景とした生きづらさを抱えている子の存在が明らかになることがあります。一貫した支援を行うためには、医療、保健、教育、福祉、就労、司法等、様々な支援機関が緊密に連携し、支援を行うことが重要です。

第 3 章 基本方針に基づいた具体的な取組

I 地域における支援環境の充実

1 地域での連携による支援体制の強化

重点的課題と施策の方向

○きめ細やかな相談支援体制の強化

- ◆発達障がい者にとって、より身近な地域で相談できることが基本であるため、市町村における支援体制の強化及び対応力の向上が求められます。
- ◆適切な支援を行うため、支援者（保健師、保育士、教員、相談支援事業所職員等）の資質向上を図ることが必要です。
- ◆地域での支援の核となる人材育成を継続して進める必要があります。
- ◆発達障がい者地域支援マネジャーを活用し、人材育成及び関係機関の連携強化を図ることが必要です。

○地域の支援力強化（実態調査結果を踏まえて）

- ◆困難な事例に対する新たな相談体制の仕組みづくりが必要です。
- ◆令和3年度に実施した「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」の結果、①医療、相談、療育機関等社会資源の不足②専門的知識をもつ職員の不足③本人だけでなく家族に対するサポート体制の強化④ライフステージの移行に伴う情報の共有化等関係機関の連携⑤地域での発達障がいに対する理解の促進等の課題が挙げられました。この結果を踏まえて、発達障がい児者とその家族が、身近な地域で「乳幼児期」から「成人期」まで、切れ目のない支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、地域の支援力をより一層、向上させる取組が必要です。
- ◆発達障がいを背景とした、二次障がい、生活困窮、高齢等の複雑な事例に対して的確な支援が行えるよう、県・市町村・教育委員会・学校・医療機関・相談支援事業所等が連携を図りながら、情報を共有し役割分担とネットワーク形成を図る等、支援体制を充実させていく必要があります。特に、支援を必要とする人が見過ごされたり、どの支援機関にもつながっていないという状態にならないよう、支援をつなぐことが重要です。
- ◆将来的にオンラインで相談や機関コンサルテーションができるよう、仕組みづくりを推進します。

○ゾーン連携強化による支援の充実

- ◆発達障がい者総合支援ゾーンを構成する「発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」、「徳島県立みなと高等学園」、「徳島赤十字ひのみね総合療育センター」、「徳島赤十字乳児院」の4つの施設は、それぞれの専門性に応じた支援を行ってきました。今後はさらに、有機的つながりを深め、連携によるメリットを最

大限に活かした効果的な支援を行う必要があります。

○災害時における支援体制の強化

- ◆災害時には、発達障がい児者は、その障がい特性から避難所での集団生活が困難であったり、外見から障がい分かりにくいいため、適切な支援が受けられないこともあります。このため、地域の支援者に障がい特性や対応方法について学んでもらう等、災害時に地域で発達障がい児者を支援する体制を整える必要があります。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○きめ細やかな相談支援体制の強化 ◆移動相談や機関コンサルテーション、医療相談等を通じた支援体制の充実 ◆市町村における発達障がいの相談体制の整備や対応力の資質向上 ◆相談支援事業所等職員に対する研修会の実施 ◆機関コンサルテーションや個別ケース会議の活用 ◆地域の相談及び就労支援の核となる支援者の知識、技術の向上 ◆発達障がい児者支援を行う人材育成と活躍の場の創設 ◆発達障がい者地域支援マネジャーによる人材育成と関係機関のネットワークづくり	◆周知、活用促進 ◆市町村の対応力向上に向けた研修の実施 ◆情報機器等を活用した情報発信 ◆対応力向上に向けた研修の実施 ◆「発達障がい児コーディネーター（仮称）」の養成 ◆「発達障がい者支援専門員」の養成 ◆関係機関のネットワークづくりの推進	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○地域の支援力強化 ◆自立支援協議会や連絡調整会議等での連携強化及び支援体制の充実 ◆困難事例に対応した相談支援体制の充実	◆地域の課題把握と情報共有 ◆市町村の困難事例への「サポートチーム」派遣による支援	

2 社会の正しい理解の促進

重点的課題と施策の方向

○関係機関の理解促進及び支援の質の向上

- ◆発達障がい児の発達には、最も身近な支援者である保護者やその家族、関係機関の関わり方が重要とされ、保護者やその家族、関係機関の理解促進が求められます。また、大人になって発達障がいに気づくケースも多く、家庭や職場、地域社会において、発達障がいについての理解促進を図る必要があります。
- ◆各ライフステージの引継ぎがうまくいくよう情報共有を図る等、連携した継続性のある支援が求められています。

○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化

- ◆発達障がいは、周囲の正しい理解と支援があれば、その人らしい社会生活が送れることを、様々な手段で幅広く発信していき、誰もが暮らしやすい環境づくりを進める必要があります。
- ◆発達障がいについては、早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに気づいた時からの支援でも決して遅くないことについても、普及していく必要があります。

○災害対応力の向上と啓発

- ◆災害時に発達障がい児者やその家族が、安心して避難所生活等を送ることができるよう、県民を対象として発達障がいに関する理解促進を図る取組が必要です。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○関係機関の理解促進及び支援の質の向上 ◆関係機関を対象とした研修 ◆各関係機関のネットワークづくり	◆関係機関の研修への講師派遣 ◆地域連携をコーディネートする人材の育成	発達障がい者総合支援センター・ ・市町村・ 関係機関
○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化 ◆関係機関との連携による県民を対象とした啓発 ◆発達障がい児者を地域で支えるインフォーマルな支援体制（※15）の強化	◆県民を対象とした講演会の実施 ◆世界自閉症啓発デーにおける啓発活動の実施	

◆発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信 ◆合理的配慮に関しての理解促進 ◆発達障がいの正しい理解を広げるための活動を推進する「発達障がいサポーター」の普及 ◆あらゆる機会を捉えた啓発活動の拡充	◆ブルーライトアップや、市町村等イベントにおけるパネル展示の実施 ◆発達障がいの正しい理解を広げるための活動の応援者として「発達障がいサポーター」の登録推進 ◆ホームページの内容の充実及び SNS を活用した情報発信の充実 ◆デジタルサイネージや地域の広報誌等を活用した情報発信 ◆分かりやすいパンフレットの作成・活用 ◆障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の周知 ◆ヘルプマークの周知・活用（再掲） ◆県内各地での啓発イベントの実施	発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関
○災害対応力の向上と啓発 ◆発達障がい児者やその家族の災害に対する知識習得及び災害対応力の向上 ◆地域住民を対象とした啓発・研修	◆発達障がい児者やその家族等を対象とした研修会や防災訓練等の実施 ◆県民を対象とした研修会等の実施 ◆ヘルプマークの周知・活用（再掲） ◆発達障がい者防災ハンドブックの活用促進（再掲）	発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関

Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1 乳幼児期における支援の充実

①乳幼児健康診査における早期発見と支援

重点的課題と施策の方向

○関係機関職員の知識・技術の向上

◆乳幼児期は社会性の発達が著しい時期であり、乳幼児健康診査でも、社会性の発達を捉える視点が重要とされます。しかし、その発達においては個人差があり、乳幼児健康診査に関わる支援者間で共通した視点で捉えることや、保護者に子どもの特性についてどう伝えるかの難しさがあります。そのため、健診場で活用できるアセスメントツールの導入に向けた技術支援や研修会等を継続し、保護者に気づきの支援を行えるよう、支援者の資質向上を図り、早期発見・早期支援につなげることが必要です。

○「早期発見」から「早期支援」につなげる仕組みづくり

◆地域によっては、医療機関や療育機関がないため、身近な場所で支援を受けられないことが課題となっています。こうした社会資源の不足に対応するため、早期に診断を受け、療育につながるような仕組みづくりが求められています。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○関係機関職員の知識・技術の向上 ◆乳幼児健康診査に関わる支援者へ社会性の発達について情報提供 ◆乳幼児健康診査に関わる支援者が携わった困難事例についての技術支援 ◆乳幼児健康診査でのアセスメントツール活用に向けての技術支援 ◆支援者を対象とした研修会の充実	◆発達障がい児早期発見支援体制事業の充実 ◆アセスメントツール導入後のフォローアップを継続 ◆保健師、保育士等、乳幼児健康診査に関わる支援者を対象とした研修会の実施	発達障がい者総合支援センター

○「早期発見」から「早期支援」につなげる仕組みづくり ◆早期に診断を受け、療育につなげる仕組みづくりの構築	◆発達障がい就学前早期支援事業の実施	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
---	---------------------------	--------------------------------

②保育所・幼稚園等における早期発見と支援

重点的課題と施策の方向

○関係機関職員の専門性の向上

- ◆発達が気になる子どもは、集団生活の苦手さ等から不適応行動につながることもあり、本人や周囲が困惑してしまうことがあります。その際、適切な支援があると、その場に合った行動につながりやすくなり、成功体験として本人の成長を促すことになります。本人のみならず、集団に属するすべての子どもの発達を支える環境を整えるためにも、子どもが集団生活を経験する場である保育所・幼稚園等の職員は、社会性の発達や発達障がいの特性を理解し、個々に応じた対応や関わり方をする必要があります。
- ◆保育所・幼稚園等の職員が、子どもの発達の特性を保護者に適切に伝えることで早期発見・早期支援につながりやすくなります。その反面、保護者に現状を伝えることに不安や難しさを感じることもあります。気づき支援の一端を担う保育所・幼稚園等の職員が子どもの発達特性を捉え、保護者に気づきを促す伝え方を身につけるとともに、子どもの発達に関する身近な相談窓口等を把握し、適切な支援につなげることも必要です。
- ◆早期発見後、支援を積極的かつ効果的に活用できるよう、保護者と支援者の理解と協力が必要です。また、支援機関においては、支援の質の確保や職員のスキルアップが求められています。

○保護者への支援

- ◆子どもの発達に気がかりのある保護者は、孤独感や不安感、大きなストレスを抱えていることが多く、保護者へのサポートも必要とされています。保護者自身が身近な地域で支援を受けられる機会や支援体制の充実が求められています。発達障がいのある子どもを持つ先輩保護者で、信頼できる相談相手となるペアレント・メンターの養成や、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの普及を図る必要があります。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○関係機関職員の専門性の向上 ◆機関コンサルテーション及び個別ケース会議の充実 ◆保育所・幼稚園等の連絡会議や研修における情報提供の充実 ◆対象者のニーズに応じた研修会の実施 ◆発達障がい児支援を行う人材の育成と活躍の場の創設	◆子育て現場等への専門職の派遣によるスーパーバイズを実施 ◆研修体系・内容の充実 ◆「発達障がい児コーディネーター（仮称）」の養成（再掲）	発達障がい者総合支援センター
○保護者への支援 ◆ペアレントトレーニングの拡充 ◆保護者を対象とした子どもの発達や関わり方に関する情報提供及びピアサポートの場の提供 ◆地域で行っている保護者支援のサポート ◆ペアレントプログラムの普及 ◆ペアレント・メンターの養成、活用	◆障がい児通所支援事業所等におけるペアレントトレーニングの実施を支援 ◆幼児期の保護者を対象とした事業の実施 ◆乳児院と連携した地域の子育て支援（再掲） ◆市町村の子育て教室等でペアレントトレーニングのウォーミングアップとなる「ほめ方講座」等の開催及び技術支援 ◆モデル市町村でのペアレントプログラムの実施 ◆保護者支援のできるペアレント・メンター養成やグループ相談会等の実施	発達障がい者総合支援センター

2 就学期における支援の充実

①就学期における発見と支援

重点的課題と施策の方向

○就学期における発見

- ◆就学期において、発達障がいを早期に発見するとともに、適切な時期に必要な支援を行うため、特別支援教育に関する研修等の機会を充実することで、教職員等の支援の質の向上を促すことが必要です。

○校種間及び関係機関との連携強化

- ◆関係機関との連携が円滑に進むよう地域における相談機関等の把握や、学校や保護者が抱える悩みや課題を、すぐに相談できる体制づくりが求められます。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○就学期における発見 ◆教職員等の支援の質の向上	◆特別支援教育に関する研修の機会の拡充	特別支援教育総合センター
○校種間及び関係機関との連携強化 ◆関係機関とつながるための相談機能の強化 ◆オンライン等を活用した相談体制の強化	◆相談ノウハウのチラシの活用 ◆オンライン研修会や事例検討会等の実施	

②就学期における支援体制の整備

重点的課題と施策の方向

○各園・学校での取組

- ◆幼・小・中学校において浸透してきた、「ポジティブな行動支援」の取組を継続、発展させていく必要があります。
- ◆特別支援学級等で学ぶ幼児児童生徒が増加していることから、多様な学びの場のさらなる充実が求められます。
- ◆高等学校に在籍する、発達障がい等のある生徒の支援の充実を図るため、将来

の社会的自立に向けた学習内容（「自立活動」等）を取り入れた教育を県下全域に拡充することが重要です。

- ◆特別支援学校の児童生徒が将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けるため、地域と連携した教育活動を展開していく必要があります。
- ◆障がいのある幼児児童生徒が、生涯を通じて芸術や文化、スポーツに親しみ、充実した生活を送ることができるように、学齢期から質の高い体験や活動ができるような機会を多く設けることが重要です。

○教職員の専門性の向上

- ◆幼・小・中・高等学校の全ての教員について、発達障がいのある子どもの障がい特性や支援に関する基礎的な知識等、幅広く特別支援教育を学ぶことができる環境を整備する必要があります。
- ◆学識経験者等と連携し、各校においてコンサルテーションを導入することで、実際の指導場面において、一人一人の実態に合った具体的な支援ができる力を身につけることが重要です。

○発達障がいの理解促進

- ◆子どもの支援の充実のためには、学校以外の本人を取り巻く環境を整備していくことも重要です。放課後や休日における居場所づくりのため、放課後等デイサービスをはじめ、福祉サービスの活用も進んでいますが、支援者の資質向上を図ることが課題です。また、不登校や引きこもり等の二次障がいの予防のためには、周囲の子どもに対する発達障がいについての啓発はもちろん、本人の自己理解や保護者の障がい受容のための取組も必要です。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○各園・学校での取組 ◆「ポジティブな行動支援」の継続及び発展的な取組を推進 ◆特別支援学級や通級による指導教室の充実 ◆高等学校において「自立活動」の内容を取り入れた活動の拡充 ◆地域のつながりをいかした地域貢献活動の推進	◆ポジティブな行動支援に関する好事例の共有化 ◆特別支援学級の学級運営や指導を行うためのガイドブック等を作成 ◆「自立活動」等の指導が必要な生徒が在籍する高等学校における特別な指導の充実 ◆児童生徒が活躍する地域	特別支援教育課・総合教育センター・関係機関

◆文化・スポーツ等の体験活動の拡充	貢献活動の実施 ◆生涯学習につながる特別支援学校スポーツ大会等の実施	
○教職員の専門性の向上 ◆教職員が特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法を学ぶ機会の拡充 ◆ICTを活用した教職員用eラーニングの活用 ◆学識経験者と連携し、特別支援教育に関わる教職員の専門性向上の取組を推進	◆教職員を対象とした研修等の機会を拡充 ◆職務研修や特別支援教育推進月間等における特別支援eラーニング教材の効果的な活用 ◆「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」チームと連携したコンサルテーションの推進	特別支援教育課・総合教育センター
○発達障がいの理解促進 ◆本人、保護者、支援者の理解促進 ◆放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員等）への研修の実施	◆発達障がいに関する研修会の実施 ◆ライフステージに応じた自己理解を支援 ◆放課後児童支援員認定資格研修の実施 ◆放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施	総合教育センター・発達障がい者総合支援センター・次世代育成・青少年課

③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

重点的課題と施策の方向

○企業等での理解促進と他機関との連携

- ◆将来の職業生活・社会生活の安定のために、それぞれの生徒の障がい特性等に対して、進学先や就労先の理解を深めるための取組が必要です。

○地域と一体化したキャリア教育の推進

- ◆多様性を認め合う「ダイバーシティ社会」の実現に向け、学校が地域と連携し、近隣住民や企業、福祉施設等との協働の中で、農業分野等での実習の充実を進めるなど、より幅広い年齢の多様な障がいのある児童生徒が活躍できる教育を進める必要があります。

○進学先・就労先等への円滑な引継ぎ

- ◆発達特性を抱えた人の中には、卒業後、進学先や就労先で人間関係や業務内容に対応できず、困難な状況になることがあります。自立や安定した就労を目指すには、適切な自己理解や職業観・就労意識の形成・向上を支援することが求められています。
- ◆職業生活・社会生活の安定のためには、家族の理解を支援することが必要であり、福祉と連携した家族支援が求められています。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○企業等での理解促進と他機関との連携 ◆障がい特性に対する進学先・就労先の理解促進 ○地域と一体化したキャリア教育の推進 ◆福祉施設等との協働による農福連携の促進 ◆地域や企業等と連携した6次産業化の実装	◆企業を対象とした研修の実施 ◆農福連携を通じた人材育成の促進 ◆地域や企業等と連携した6次産業化の取組の実施	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター・労働局等関係機関
○進学先・就労先等への円滑な引継ぎ ◆自己理解の促進と家族や進学先、企業等への支援の実施 ◆就労等の定着に向けた研修の実施 ◆家族のこころの安定のための場づくり	◆自立及び就労を視野に入れた早期からの継続した支援の実施 ◆家族を対象とした教室の実施	発達障がい者総合支援センター

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

重点的課題と施策の方向

○学内体制の整備と相談の場の確保

- ◆障害者差別解消法の改正（令和3年5月）に伴い、全ての高等教育機関において合理的配慮が義務化されています。しかし合理的配慮についてよく知らないために、必要があっても申請に至っていない学生もいます。また、本人や家族の理解不足等により、支援が必要でも診断がない、いわゆるグレーゾーンの学生に対する支援が課題となっています。適切な支援につながるには、教職員等による気づきと、学生への働きかけが重要であり、学内の教職員等と学生双方に対し、発達障がい特性や合理的配慮に関する積極的な啓発が必要です。
- ◆発達障がいのある学生がより円滑な学生生活を送るためには、学内で相談できる窓口の設置や、居場所づくり、ピアサポート等、さまざまな支援の選択肢を用意するとともに、教職員や関係者による学部をこえたネットワークによる支援が重要です。

○関係機関との連携・引継ぎ

- ◆入学後速やかに合理的配慮のある学生生活を始めるためには、できれば入学前に、どのような支援が必要か高等教育機関と家族・本人が話し合っておくことが大切です。そのためには、中学校や高等学校からの円滑な引継ぎが必要です。
- ◆卒業後の就労に向けて、学生のうちから障害者手帳の取得を検討したり、卒業後の就労支援に関する情報を得ておくことが大切です。高等教育機関においては外部の支援機関と連携した相談会や研修会等の取組が充実することで、卒業後も切れ目のない支援が求められます。
- ◆各高等教育機関と、外部の支援機関等との密な連携を図るため、日頃の事例を通じた情報共有だけでなく、啓発研修の共同開催や、ネットワーク会議等の取り組みを通じた横のつながりの構築に継続して取り組むことが重要です。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○学内体制の整備と相談の場の確保 ◆高等教育機関と連携した相談体制の整備	◆就労サポートブックを活用した研修会の実施	

	◆特性把握のための学生向け支援の実施 ◆ネットワーク会議及び機関コンサルテーションの活用	発達障がい者総合支援センター・障害者職業センター・関係機関
○関係機関との連携・引継ぎ ◆高等教育機関への円滑な引継ぎ支援 ◆就労支援機関等への情報提供及び連携・引継ぎ	◆高等学校等から高等教育機関への引継ぎに関する研修会の実施 ◆相談者記入シートの配布・活用	

②就労と定着に向けた支援

重点的課題と施策の方向

○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

- ◆就労についての意識やイメージが曖昧だったり、自分の職業適性や能力に関する自己理解が乏しいために、就職や就労定着が困難な場合があります。早期からライフステージに応じた自分の障がい特性を理解していくための支援や、基本的な生活習慣、就労したときに求められるスキル等を学ぶ機会、特性をいかした仕事を見つけるための多様な職種における職場体験や職場実習の充実が不可欠です。
- ◆診断や障害者手帳の取得方法、障がい者雇用等の制度やサービスについての情報も十分周知できているとは言い難く、本人の意思決定を支援するためにも、正確な情報提供を行うことが必要です。
- ◆診断や障害者手帳を取得せず、あるいは取得していても一般就労を希望する人も多くいます。職業人として必要な基本ルールやマナーの習得、コミュニケーション能力や社会生活のスキルの向上、職場実習等の就労支援等、関係機関と連携した就労準備の場の確保が求められています。

○定着支援の充実、企業に対する普及・啓発

- ◆就職後に適応できず、二次障がいを引き起こすことも少なくありません。職場に定着できず離転職をくり返している場合も多く、安定した社会生活を送るためには継続した支援が重要です。そのためには、就労場面における支援だけでなく、生活面や家族に対する支援も必要です。
- ◆企業においては、少しずつ障がい理解が進んでいるところですが、まだま

だ十分とは言えない状況です。就労継続に困難を抱えている場合、本人への支援だけでは課題解決が難しいため、並行して、企業に対しても本人の特性に応じた適切な就労環境や配慮等に関する助言を行う等、さらなる理解促進を図ることが重要です。

- ◆本人は特性による困り感に気づいていない、あるいは認めていない中、企業(上司や同僚)からの相談も増えています。職場の理解や環境整備を進めながら、本人への気づき支援をどのように行っていくかが大きな課題となっています。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化 ◆自己理解のための支援 ◆制度や支援機関についての情報集約・発信 ◆基本的生活習慣の確立、社会的スキルの習得等に向けた支援 ◆就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験、就労準備の実施	◆ライフステージに応じた自己理解や就労準備に関する講座の実施 ◆就労サポートブック(ナビゲーションシート)の活用 ◆ホームページやSNSを活用した情報発信の充実(再掲) ◆F A、職業準備支援、就労移行支援、就労継続支援等と連携した多様な職場体験機会の提供 ◆就労支援機関と連携した実習体験の活用	発達障がい者総合支援センター・関係機関
○定着支援の充実、企業に対する普及・啓発 ◆相談支援の充実 ◆就労定着に向けた相談窓口の設置 ◆企業に対する啓発・研修	◆就労定着のためのグループ活動を実施 ◆ジョブコーチ支援の活用 ◆就労支援機関及び労働関係部局と連携した包括的な支援体制の整備、研修会や情報交換会の実施 ◆「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成	発達障がい者総合支援センター・総合教育センター・労働雇用戦略課・労働局・障害者職業センター・関係機関

	◆企業等を対象とした発達障がい者等の理解促進のための研修や企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施 ◆企業訪問による相談支援、企業見学会の実施	
--	--	--

③社会参加に向けた支援

重点的課題と施策の方向

○発達障がい者、家族への支援の充実

- ◆日常生活の基本的スキルの習得につまづき、生活面での困難を抱えている人もいます。安定した就労のためには、生活支援も必要です。
- ◆発達障がい者の中には人間関係を構築することが苦手な人もおり、友人や余暇活動を求めているにも関わらず、うまくいかないことも少なくありません。余暇支援の一つとして、また、社会的スキルの習得機会としても、発達障がい者同士の交流の場や居場所の確保が必要です。
- ◆発達障がい者が生涯にわたって自らの可能性を追求し、地域における活躍の場を広げ、いきいきと暮らせるよう、学校卒業後も生涯を通じた多様な学びと活動の支援体制が必要です。
- ◆生活困窮の相談の背景にも、発達障がいの特性が見られることにより就労困難というケースが多くあります。就労に結びつけるためには、必要に応じて医療機関の受診や障害者手帳の取得等への働きかけを行う必要があります。

○地域生活での支援

- ◆発達障がい者が希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、成人期から高齢期にかけていわゆる「親亡き後」に備える必要があります。社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関と連携して情報を共有し、きめ細やかに支援することが重要です。
- ◆二次障がいの中でもひきこもりケースの背景には、発達障がいの課題が見られることも多く、支援が長期化しています。医療機関やひきこもり支援機関と協働して支援を行うことが必要です。また、対応に苦慮し疲弊している家族のエンパワメント（※16）を高める働きかけも重要です。

具体的取組

概 要	令和5年度 →	部局
○発達障がい者、家族への支援の充実		

◆発達障がい者の交流の場の確保 ◆生涯を通じた学びと活動の場を提供 ◆家族のこころの安定のための場づくり ◆地域の相談及び就労支援の核となる支援者の知識、技術の向上（再掲）	◆ピアグループの育成 ◆「障がい者の学びコース」講座の実施 ◆家族を対象とした教室の実施（再掲） ◆「発達障がい者支援専門員」の養成（再掲）	発達障がい者総合支援センター・生涯学習課・関係機関
○地域生活での支援 ◆相談体制の充実 ◆相談窓口の情報提供及び啓発促進 ◆自立支援協議会等における情報共有、市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築 ◆生活リズムをつくるきっかけづくり ◆ひきこもり支援を担う人材の養成	◆市町村の困難事例への「サポートチーム」派遣による支援（再掲） ◆本人や家族に対する支援（個別相談、集団療法） ◆医療機関やひきこもり支援機関、相談支援事業所等と連携した包括的な支援の実施 ◆「ひきこもり対策連絡協議会」の開催 ◆「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修」の実施 ◆南部・西部ひきこもりサテライト相談	健康づくり課・保健所・精神保健福祉センター・発達障がい者総合支援センター・関係機関

用語解説

※1 ピアサポート：

同じような障がいや病気、生活上の問題等を抱える人や家族同士で支えあうこと。

※2 ペアレントトレーニング：

保護者が子どもへのより良い関わり方や、気になる行動への効果的な対処方法について学ぶためのプログラム。

※3 機関コンサルテーション：

関係機関の職員に対して、発達障がいについての知識や発達障がい児者やその家族への適切な支援方法に関して説明・助言を行うこと。

※4 ペアレント・メンター：

発達障がいの子どもを持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う者。

※5 デジタルサイネージ：

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディア。

※6 合理的配慮：

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）を取り除くために行う、必要で合理的な配慮のこと。

※7 アセスメントツール：

発達障がいを早期発見し、また、その後の経過を評価するための確認用質問紙等で、M-CHAT、PARS等がある。

※8 気づきの支援：

保護者が子どもの特性に気づき、適切な対応や支援につなげることができるよう、保護者に寄り添いながら、理解を深められる支援を行うこと。

※9 ペアレントプログラム：

子どもの行動修正までは目指さず、保護者の認知を肯定的にすることに焦点をあてており、子育て支援全般に活用できる。

※10 ポジティブな行動支援：

学びにくさのある子どもの学習や行動面において、必ず達成できるような目標を設定し、ほめることで適切な行動を増やす教育法のこと。

※11 インクルーシブな教育体制：

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。

※12 発達障がい教育・自立促進アドバイザー：

発達障がい等特別支援教育の充実を図るため設置した、県外の大学教授等若手研究者で構成する専門家チームのメンバー。

※13 二次障がい：

発達障がい者に対する適切な支援がなされない場合、その特性により生じる問題に周囲が気付かず無理強い、叱責等を繰り返すことで失敗やつまずきの経験が積み重なり自尊感情の低下を招き、さらに適応困難、不登校やひきこもり、精神障がい等、二次的な問題としての問題行動が生じること。

※14 F A（フリーアクティビティ）：

ひきこもりや昼夜逆転の生活からの脱却、生活リズムの回復等を目的とした作業体験などの就労準備活動（徳島県発達障がい者総合支援センターの造語）

※15 インフォーマルな支援体制：

公的制度に基づかない、家族・近隣・友人・民生委員・ボランティア・非営利団体（NPO）等の援助のこと。

※16 エンパワメント：

障がいのある人やその家族が、自らの生活を自らコントロールできる・自立する力を得ること。

徳島県発達障がい者支援地域協議会委員名簿

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
医 福	療 社	徳島赤十字ひのみね総合療育センター 顧問	橋 本 俊 顯 会 長
		徳島県医師会	井 崎 ゆ み 子 副会長
		徳島県精神科病院協会 会長	櫻 木 章 司
		徳島県精神保健福祉士会	岡 本 訓 代
大 学		鳴門教育大学大学院 教授	大 谷 博 俊
		徳島大学大学院 教授	奥 田 紀 久 子
		四国大学 教授	前 田 宏 治
		徳島文理大学 教授	木 野 綾 子
親 の 会	徳島県自閉症協会 会長	島 優 子	
児童発達支援 セ ン タ ー	ねむのき 施設長	中 川 美 幸	
労 働 部 局	徳島労働局職業安定部職業対策課 課長	佐 藤 正	
	徳島障害者職業センター 所長	稲 田 憲 弘	
	おりなす（愛育会地域生活総合支援センター・なごみ） 所長	大 西 克 和	
教 育 委 員 会 （学校関係）	徳島県国公立幼稚園・こども園長会会長 （石井町石井幼稚園 園長）	山 北 美 由 起	
	徳島県特別支援学級設置学校長協会会長 （板野町板野南小学校 校長）	吉 野 育 也	
	市内中学校校長会特別支援教育担当 （徳島市城東中学校 校長）	木 屋 村 泰 子	
	県立高等学校校長会発達障がい教育研究会 （徳島県立徳島中央高等学校 校長）	都 築 吉 則	
	徳島県特別支援学校校長会副会長 （徳島県立鴨島支援学校 校長）	森 本 真 由 美	
保 育 所	徳島県保育事業連合会副会長 （阿南市立羽ノ浦さくら保育所 所長）	田 中 敬 子	
市 長 会	徳島市健康福祉部健康長寿課課長補佐	西 岡 恵 子	
町 村 会	美波町健康増進課主任保健師	岡 本 理 恵	

徳島県発達障がい者総合支援センター

ハナミズキ

〒773-0015

小松島市中田町新開2-2

TEL : 0885-34-9001

FAX : 0885-34-9002

アイリス

〒771-2106

美馬市美馬町字大宮西100-4

TEL : 0883-63-5211

FAX : 0883-55-2206

E-mail : hattatsu@mail.pref.tokushima.jp
